岡山県公安委員会認定路線

『警備業法』及び『警備員等の検定等に関する規則』の規定により、警備業者は、都道府県公安委員会が必要と認める路線において交通誘導警備業務を行う場合は、その場所ごとに交通誘導警備業務１級又は２級の検定合格証明書の交付を受けている警備員を一人以上配置することが義務付けられており、岡山県では令和７年10月1日から以下の１６路線が該当します。

	路　　線	区　　間
1	国道2号	岡山県の全域
2	国道30号	岡山県の全域
3	国道53号	岡山県の全域
4	国道180号	岡山県の全域
5	国道181号	岡山県の全域
6	国道250号	岡山県の全域
7	国道313号	岡山県の全域
8	国道374号	岡山県の全域
9	国道430号	岡山県の全域
10	岡山児島線 （県道21号）	岡山県の全域
11	岡山吉井線 （県道27号）	岡山県の全域
12	岡山牛窓線 （県道28号）	岡山県の全域
13	岡山港線 （県道40号）	岡山県の全域
14	岡山赤穂線 （県道96号）	岡山県の全域
15	寒河本庄岡山線 （県道397号）	岡山県の全域
16	倉敷西環状線 （県道428号）	岡山県の全域

令和７年３月２８日告示（岡山県公安委員会告示第４０号）

岡山県警察本部